平成２３年（フ）第１５４号
兵庫県尼崎市口田中１丁目17番１―902号、前住所大阪府大東市浜町２番８号　プラネット２―401号
債務者　山田知佐子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目８番25号
債務者　今津　博子（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
兵庫県美方郡香美町香住区一日市301番地
債務者　秋山　英子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
兵庫県伊丹市西野３丁目93番地　県住西野２―503号
債務者　只　　洋次
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県伊丹市西野３丁目93番地　県住西野２―503号
債務者　只　亜優美（旧姓北脇）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８９号
兵庫県伊丹市野間８丁目６番７―202号
債務者　久保　三奈（旧姓園部）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１０６号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番13―202号
債務者　仙頭　圭子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県西宮市山口町下山口５丁目12番19号
債務者　村島　直子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目５番１―407号
債務者　上田　純子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４５号
山口県周南市大字米光24番地の２、前住所山口県周南市大字徳山7775番地の21
債務者　萩原　貴之
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０号
山口県光市虹ケ丘４丁目29番23号
債務者　佃　　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４号
山口県周南市今住町６番25―１Ａ号
債務者　栗栖登志江
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１６号
山口県周南市築港町12番１―702号
債務者　千々松　聡
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７３号
徳島県海部郡牟岐町大字河内1354番地４
債務者　西澤　文子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１２３３号
山口県周南市桜木２丁目５―10若葉荘103号
債務者　江神　　信
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２９号
北九州市小倉南区葛原本町５丁目２番10―305号
債務者　古賀なお子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４０号
北九州市小倉北区上富野１丁目２番22―105号
債務者　藤本　卓也
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部